

A 3 0 9 特殊疾患病棟入院料（1日につき）

【注の見直し】

【注の追加】

包括ケア入院医療管理料1、地域包括ケア病棟入院料2又は地域包括ケア入院医療管理料2に含まれるものとする。

注3 当該患者が、他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A238-3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算1又は新生児特定集中治療室退院調整加算2を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。

（追加）

包括ケア病棟入院料2又は地域包括ケア入院医療管理料2に含まれるものとする。

注3 当該患者が、他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A246に掲げる退院支援加算3を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。

注4 当該病棟に入院する重度の意識障害（脳卒中の後遺症であるものに限る。）の患者であって、基本診療料の施設基準等第5の3(1)のイの④に規定する医療区分2の患者又は第5の3(2)のトに規定する医療区分1の患者に相当するものについては、注1の規定にかかわらず、当該患者が入院している病棟の区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ算定する。

イ 特殊疾患病棟入院料1の施設基準を届け出た病棟に入院している場合

(1) 医療区分2の患者に相当するもの

1,857点

		<p>(2) 医療区分1の患者に相当するもの 1,701点</p> <p>ロ 特殊疾患病棟入院料2の施設基準を届け出た病棟に入院している場合</p> <p>(1) 医療区分2の患者に相当するもの 1,608点</p> <p>(2) 医療区分1の患者に相当するもの 1,452点</p>												
<p>【注の見直し】</p>	<p>注4 診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、退院調整加算、救急搬送患者地域連携受入加算（一般病棟に限る。）並びにデータ提出加算並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、特殊疾患病棟入院料に含まれるものとする。</p>	<p>注5 診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、データ提出加算、退院支援加算（1のロ及び2のロに限る。）並びに認知症ケア加算並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、特殊疾患病棟入院料に含まれるものとする。</p>												
<p>A 3 1 0 緩和ケア病棟入院料（1日につき）</p>														
<p>【点数の見直し】</p>	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>30日以内の期間</td> <td>4,926点</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>31日以上60日以内の期間</td> <td>4,412点</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>61日以上期間</td> <td>3,384点</td> </tr> </table>	1	30日以内の期間	4,926点	2	31日以上60日以内の期間	4,412点	3	61日以上期間	3,384点	<table border="1"> <tr> <td>4,926点</td> </tr> <tr> <td>4,400点</td> </tr> <tr> <td>3,300点</td> </tr> </table>	4,926点	4,400点	3,300点
1	30日以内の期間	4,926点												
2	31日以上60日以内の期間	4,412点												
3	61日以上期間	3,384点												
4,926点														
4,400点														
3,300点														
<p>【注の追加】</p>	<p>(追加)</p>	<p>注2 当該保険医療機関と連携して緩和ケアを提</p>												